

5 申請に必要なもの

①	総社市生殖補助医療費助成金給付申請書	◆ 総社市生殖補助医療費助成金給付申請書（様式第1号） ※ 1回の申請につき、毎回必要です。 ※ 申請者と助成金振込口座の名義人は同一人となります。
②	生殖補助医療受診等証明書	◆ 生殖補助医療受診等証明書 ※ 1回の申請につき、毎回必要です。 ※ 受診した指定医療機関に記載を依頼してください。 ホームページの「助成対象となる治療」参照
③	夫婦関係を証明する書類	◆ 戸籍謄本（原本）（婚姻日、婚姻関係の有無を証明） ※ 発行日から3か月以内のもの。 ※ 初めて申請する場合に必要です。
④	住民票の写し	◆ 住民票の写し（世帯全員のもので、続柄が記載されているもの） ※ 発行日から3か月以内のもの。 ※ 世帯全員のもので、続柄が記載されており、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。ご夫婦の記載があることをご確認ください。 ※ 夫婦別世帯の場合は、ご夫婦それぞれの住民票の写し（原本）が必要です。 ※ 1回の申請につき、毎回必要です。ただし、<u>同日に複数回の申請をする場合は、原本1部添付とすることができます。</u>
⑤	領収書及び診療明細書の写し	◆ 領収書及び診療明細書の写し ※ 実施した治療の領収書及び診療明細書の写し（コピー）。 ※ 指定医療機関が発行したもの（領収書は領収印がないものは無効となります）。 ホームページの「助成対象となる治療」参照
⑥	申請者名義の銀行口座がわかるもの	※ 申請者と助成金振込口座の名義人は同一人となります。 （助成審査途中で口座番号等の変更があると、振り込みに時間がかかる場合があります。）
⑦	【事実婚夫婦の場合】 事実婚関係に関する申立書	◆ 事実婚関係に関する申立書 ※ 事実婚の場合に必要です。 ※ 氏名欄は自署をお願いします。
⑧	【助成回数のリセットを行う場合】 子の出生等を確認できる書類	◆ 母子健康手帳の「出産の状態」のページの写し （死産の場合は死産届または死産証書もしくは死体検案書等の写し）